

焼却施設維持管理計画

	維持管理項目	維持管理内容
1	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正のものとなるように、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の状態の分析または計量を行うこと。	受け入れる際に取り扱い廃棄物以外の廃棄物が含まれていないか、マニフェスト及び目視にて確認します。
2	施設への廃棄物投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	廃棄物の投入量が処理能力を超えないように管理します。
3	産業廃棄物が施設から流出する等の以上な自体が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活保全上必要な措置を講ずること。	万一施設に以上が生じられた場合、直ちに運転を停止し、速やかに応急処置を行い、関係機関に連絡いたします。
4	施設の正常な機能を維持する為、定期的には施設の点検及び機能検査を行うこと。	1回/年の機能検査、1回以上/6ヶ月の定期点検、毎日の日常点検を実施します。その他必要な排ガス測定を実施します。
5	廃棄物の飛散及び流出並び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること	廃棄物の飛散流出には十分注意し、毎日、日常点検を実施します。異常時には他ファ地に必要な処置を実施します。又廃棄物中の悪臭は、高温燃焼により処理し、発散を防止します。
6	蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清掃を維持すること。	施設内清掃を実施し、清潔を維持致します。又廃棄物適正量の保管を行います。
7	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	防音対策、防振対策を講じ、生活環境を損なわないようにするとともに毎日日常点検を実施し、異常時には緊急停止、修理を致します。
8	施設から排水を放流する場合には、その水質を生活環境保全上の師匠が生じないものとするとともに定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設からの排水は発生致しません。
9	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。
10	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	廃棄物を燃焼室に投入する場合、混合調節し、投入致します。

	維持管理項目	維持管理内容
11	<p>燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式または、一時間当たりの処理能力が2t未満の焼却施設にあっては、この限りではない。</p>	<p>廃棄物の投入は自動投入機を使用し、燃焼室への豆乳は自動投入機の上蓋を閉じて外気と遮断した状態で定量ずつ行います。</p>
12	<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上保つこと。</p>	<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ち運転を行います。</p>
13	<p>焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却すること。</p>	<p>燃焼室内のエア－攪拌を十分に行い、燃焼効率を上げ、熱灼減量が10%以下になるように焼却します。</p>
14	<p>運転を開始する場合には、助燃処置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p>	<p>運転を開始する場合には、助燃装置を作動させ炉温を速やかに上昇させます。</p>
15	<p>運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽すこと。</p>	<p>運転停止時は、助燃装置を作動させ、廃棄物を燃焼し尽した後停止させます。</p>
16	<p>燃焼室内の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>燃焼ガスの温度は指示及び記録系により連続的に記録します。</p>
17	<p>集塵器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし集塵器で燃焼ガスの温度をすみやかに200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。</p>	<p>排ガス冷却設備を設置し、燃焼ガス温度200度以下に急冷致します。</p>
18	<p>集塵器に流入する燃焼ガスの温度(17のただし書きの場合にあっては、集塵機ないで冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>集塵器入口に温度センサーを設置し、連続的に指示、記録します。</p>
19	<p>冷却設備及び排ガス処理設備に推積したばいじんを除去すること。</p>	<p>例規約設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんは、定期的に除去致します。</p>
20	<p>排ガス中の一酸化炭素の濃度が1.000000分の100以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>煙突部にCO、O₂計を設置・関しするとともに、煙突から排出させる一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるように焼却致します。</p>

	維持管理項目	維持管理内容
21	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突部における排ガス中の一酸化炭素濃度を、連続的に測定し、記録致します。
22	排ガス中のダイオキシン類濃度が以下に定める濃度以下になるようにごみを焼却すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・一時間当たりの焼却能力が4t以上 0.1ng ・一時間当たりの焼却能力が2t以上4t未満 1ng ・一時間あたりの焼却能力が2t未満 5ng 	一時間当たりの焼却能力は2t未満であるが、ダイオキシン類濃度は、1ng以下となるように適正な運転を行います。
23	排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回、ばい煙量又はばい煙濃度を6月に1回以上測定・記録すること。	排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回、ばい煙量又はばい煙濃度を6月に1回以上の測定・記録致します。
24	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	構造基準、維持管理基準に従い、排ガス高度処理施設等を設置し、排ガスによる生活環境影響保全上の支障が生じないように努めます。
25	ばいじんを焼却灰として分離して排出し、貯留すること。 ただし、厚生大臣が定める方法で併せて処理する場合にあっては、この限りではない。	ばいじんと焼却灰は分離して排出、貯蔵致します。
26	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消化器その他消化設備を備えること。	火災防火に必要な措置を講ずるとともに、消化設備を設置します。
27	廃油の焼却施設にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他設備を定期的に点検し、以上を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	廃油受け入れについては、防油堤を設け廃油の流出防止に努め、又床面等は廃油が浸透しないコンクリート材料で施工し定期的に点検し、以上が認められた場合には、速やかに適切な処置を講じ、生活環境を損なわない様に致します。